

令和6(2024)年度運営指導の結果について

【認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、合計 12 事業所に対して運営指導を実施しました。

事業所様におかれましては、内容を御了知の上、日々のサービス提供で基準違反等が発生していないか御確認をお願いします。

指摘事項は以下のとおりです。

○人員に関する事項について

1	出勤簿と実際の勤務（時間外分）に差がある箇所があった。
---	-----------------------------

○運営・報酬に関する事項について

1	運営規程について、事故発生時に必要に応じて行政に報告する旨を記載していたが、報告先が那須町となっていた。那須塩原市に修正すること。
2	運営規程及び重要事項説明書について、各種加算の内容を記載していたが、介護報酬改定前の単価を記載していた。また、施設が現在取得している加算の内容と相違があった。現状に合わせ、適切に修正又は削除すること。
3	運営規程について、虐待防止のための措置に関する事項に係る記載がされていなかった。早急に記載すること。
4	運営規程に記載した職種について、貴事業所は併設する小規模多機能型居宅介護事業所と連携する形で運営しているため、計画作成担当者として介護支援専門員の資格を有する者を配置していないが、配置していると捉えられるような記載となっていた。実態に合わせて修正すること。
5	運営規程について、記載される加算の種類・単価に誤りがあった。適切に修正すること。
6	運営規程において「施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他生産性の向上に資する取り組みの促進を図るために、当該施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を開催するものとします。」とあるが、実施していなかった。
7	契約書において、記録の保存年限が 2 年間になっていた。那須塩原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則第 56 条の 18 に基づき、5 年間に修正すること。
8	契約書について、法人内の別事業所から転所した入居者に対し、改めて契約書を締結していなかった。施設が変更となった場合、契約内容等に変更が生じることから、契約事務について適切に対応すること。
9	契約書について、日付が空欄となっているものがあった。契約日はサービスを提供する上で、重要な事項であるため、適切に記載すること。
10	契約書において、非該当又は要支援になった場合、契約が終了となる旨の記載があるが、実際は要支援 2 となった場合であっても契約を継続する運用としていた。契約書の文言を、実態に即すよう適切に修正すること。
11	契約書の内容に、一部誤字が見受けられた。適切に修正を行うこと。
12	利用契約書と重要事項説明書で、内容が一致していなかった。

13	重要事項説明書中の苦情連絡先について、那須塩原市における苦情担当の部署名に相違があった。正しい部署名に修正すること。
14	重要事項説明書において、振込先口座の名義が以前の施設長の名義となっていた。早急に口座名義を現施設長の名義又は理事長の名義に変更し、重要事項説明書の表記も修正すること。
15	重要事項説明書において、法人が運営する指定居宅介護支援事業所の指定権者名が「栃木県」となっていたため、「那須塩原市」と修正すること。
16	重要事項説明書において、サービスの利用料金が1割前提の記載となっていたため、料金表に「1割の場合」と記載する等、誤解を与えないよう適切な形に修正すること。
17	重要事項等の変更に係る同意を取った記録が確認できなかった。変更が発生した際は、説明を行うと共に、記録を残すこと。
18	重要事項説明書について、内容に一部誤字が見受けられた、適切に修正を行うこと。
19	重要事項説明書の変更に係る同意について、同意の日が漏れているものがあった。
20	重要事項説明について、記載される加算の種類・単価に誤りがあった。適切に修正すること。
21	重要事項説明書について、利用者に説明した者の名前が空欄となっていた。説明者を明らかにした上で文書を保存すること。
22	従業員の秘密保持誓約書の日付が漏れていたため、適切に記載すること。
23	事業所内に苦情処理体制を掲示していたが、既に退職した職員の名前が記載されている等、施設の実態に即さない内容であったため、修正すること。
24	苦情対応について、苦情記録用の様式を定めていなかった。苦情発生時に、適切に苦情対応を行えるよう、様式を定めておくこと。
25	ヒヤリ・ハットについて、記録を作成していなかった。重要事故発生防止のため、記録を作成すると共に、従業員に対し共有し、事業所として対応策を講じるよう検討すること。
26	制度改正による報酬単価の変更等について、利用者等への説明は行ったとのことだが、説明した記録が確認できなかった。書面で同意を取る等、説明を行った事実が確認できるよう記録を残すこと。
27	事業所のハラスメントに関する指針において定めることとされている「ハラスメント担当者」が置かれていなかった。指針に基づき、担当者を設置すること。
28	事業所におけるハラスメント防止に係る指針について、問題発生時の解決体制に、法人として実際に配置していない役職名が散見された。実効性のある内容に修正すること。
29	指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないとされているが、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画や、計画に相当する内容の記載した地域密着型施設サービス計画の作成を確認できなかった。基準に適合するよう早急に対応すること。
30	虐待防止の指針に係る虐待防止委員会の担当者名が、前任者のままであった。現在の担当者名に変更すること。

31	虐待防止委員会について、虐待防止に係る指針で定める担当者と、実際の担当者に相違があった。指針の修正又は担当者の変更等を行うこと。
32	施設において防災規定を作成していたが、規定において定める防災委員会の開催を行っていなかった。規定に沿った運用を行うこと。
33	各種マニュアルについて、事業所に配置されていない看護師の役割が記載されている等、実態に即さない形になっていたため、事業所の職員の配置状況に合わせて適切に修正すること。
34	各種マニュアルについて、厚生労働省等から発出されたマニュアルを、そのまま事業所のマニュアルとして使用していた。貴事業所の運用に合った内容に修正し、業務内容と整合性を図ること。
35	感染症マニュアルについて、所轄保健所の名称等が、事業所の場所に即さない形になっていたため、適切に修正すること。
36	業務継続計画について、担当者欄等に空欄が散見し、実際の動きが分かりにくいものとなっていたため、実効性のある内容に修正すること。
37	指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならないが、研修を受講していなかった。
38	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第56条第1項に基づき配置する施設長(管理者)について、配置されていない。

○ケアプランに関する事項について

1	施設サービス計画書における、利用者の同意に関する署名について、介護支援専門員の欠員期間が発生したことに伴い、更新後の計画期間の開始後に同意を取っているものがあった。適切に人員を配置し、サービス提供開始前に同意を取ること。
2	施設サービス計画書について、更新後の内容が更新前と全く同じ内容となっているものがあった。状況の変化等を把握し、入居者の現状に即した計画を作成すること。

○他事業所の規範となる事項について

1	施設内で発生したヒヤリハットについて、専用のソフトを活用し、職員に対し早期に共有することで、事故防止に努めていた。
2	栄養ケア計画について、入居者の状況を詳細まで把握し、適切に管理をしていた。
3	経過措置となっている重要事項のウェブサイト公開について、早急に対応していた。
4	入居者の課題分析を細かいところまで実施し、計画に反映していた。
5	各種委員会の資料に、運営基準上の根拠が記載されており、開催する理由が分かりやすいものとなっていた。
6	利用者の要望を細かく記録し、サービス計画に反映されていた。
7	書類が整理され、分かりやすく管理されていた。

8	身体拘束等の防止に係る指針について、判断に資する独自の様式が備えてあり、必要が生じたときの判断と記録が適正に行うことができる体制となっていた。
9	重要事項説明書について、加算の単価と内容が細かく整理され、分かりやすいものとなっていた。
10	運営指導に際し、各種書類の準備を求めたが、分かりやすく分類され、また丁寧な説明もあり、円滑に進めることができた。
11	口腔ケアや食事の提供方法など、事業所独自のマニュアルを作成していて、職員によってサービスの質が大きく変わることがないように工夫していた。
12	重要事項説明書に記載の加算料金等について、その内容を利用者に分かりやすい表現で記載する工夫がされている。
13	各種委員会について、高い頻度で開催されており、職員間の情報共有が図られていた。
14	B C P 計画について、施設内の感染症まん延による B C P 発動後、早急に改善点を洗い出し、実践経験を踏まえた内容への修正を行っていた。